

## 借地借家法 建物賃貸借の期間 管業 H25-42-2 ≪#797≫

【問】 正誤をつけよ。

区分所有者A(以下、本問において「A」という。)が、自己所有のマンションの専有部分をBに賃貸した。AB間の賃貸借契約の期間について1年未満の期間を定めた場合は、その期間について無効であり、契約期間1年の賃貸借とみなされる。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 建物賃貸借の期間 【★入門】

期間を1年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなす。

(借々法 29 条 1 項)